

第二十六回国 参議院法務委員会會議録第七号

昭和三十三年三月十二日(火曜日)午前
十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員 山本 米治君
理事 雨森 常夫君

委員 青山 正一君
郡 祐一君
小林 英三君
田中 啓一君
岡田 宗司君

委員 河合 義一君
小酒井 義男君
宮城 タマヨ君

國務大臣 中村 梅吉君
法務大臣 松平 勇雄君
法務政務次官 位野 木益雄君
法務大臣官房調査課長 村上 朝一君
法務省民事局長 村 朝一君

説明員 最高裁判所長 海部 安昌君
官代理者(事務総局長) 海部 安昌君
事務総局長

本日の會議に付した案件
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本米治君) ただいまから法務委員会を開会いたします。本日は、初めに下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑の方は御発言を願います。私が一、二御質問をしたいと思います。私が、この下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表に掲げてありながら、今また別表にない簡易裁判所が数カ所あるというのを聞いておりますが、いかがでございますか。

○政府委員(位野木益雄君) 御指摘の通り、今、簡易裁判所は全国で五百六十カ所でございますが、約五百六十カ所ございまして、そのうち六、七斤は未開庁というところになっておまして、ほかの簡易裁判所であつて事務をとつておるといふことになっております。

○委員長(山本米治君) その事務はどこでやっておるのですか、ほかの裁判所で便宜やっておるといふことになるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) 裁判所は裁判所法の規定がございまして、そういう場合に、ほかの簡易裁判所で事務の取扱ができるということになっております。

○委員長(山本米治君) さらに伺いますが、なぜまだ開かれておらないものを別表に掲げてあるのですか。開けるようになってから別表へ掲げたらいいわけでしょうか。

○政府委員(位野木益雄君) その点は初め裁判所法ができましたときに、新しく簡易裁判所というものの制度ができました。全国のどこどこへ置くというのを一斉にきめたのであります。その後、現実に開設していった。庁舎が乏しかったり、戦後で、事情が乏しかったり、開設できなかったという所がかなりあつたので、だんだん少なくなつてきて、現在その程度になっております。

○委員長(山本米治君) その地域の住民から不便を訴えられるとか、早急に開いてくれというような要望があらますか、どうですか。

○政府委員(位野木益雄君) そういう所もございまして、結局その地元の方のだんだん事情が變つて参りまして、必ずしもそれほど今のところすぐやってくれという所ばかりではないのであります。ただ、そいつを今廃止するということになりまして、これはまたそれでは困るといふふうな事情になっております。

○委員長(山本米治君) 今の未開庁の数が所については、今後はどういふ方針でいかれますか、今のうちに廃止しては固いと云われると、実際開けないものはやむを得ないとして、別表から削っていかれるのか、あるいは別表はそのままにしておいて、なるべく早く開庁して、別表の事実に沿うようにしていけるか、その辺の御方針はいかがですか。

○政府委員(位野木益雄君) これはもう開設後十年になりますので、いつまでもそのまま放っておくわけにいかぬと思ひます。私どももいたしまして見通しをつけて、廃止すべきものは廃止するといふふうに、この二、三年來簡易裁判所の整理について準備は進めておるのであります。まだ準備が整わないので、御審議を仰ぐことになつておりませんが、早急に何か措置したいと思つております。

○委員長(山本米治君) ほかに御質問はございませんか。

〔速記中止〕

○委員長(山本米治君) 速記を始め

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。〔なし〕討論なしと云ふ者あり

別に御発言もなければ、討論を終結したものと認め、これより採決を行います。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本米治君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本會議における口頭報告の内容、同じく第七十二條による自後の手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(山本米治君) 御異議ないと認めます。

それでは例により、可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
雨森 常夫 青山 正一
郡 祐一 小林 英三
田中 啓一 岡田 宗司
河合 義一 小酒井 義男
宮城 タマヨ

○委員長(山本米治君) 次に、滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律案を議題にいたします。

まず、政府から逐条説明を聴取いたします。

○政府委員(村上朝一君) 本法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

まず、第一章總則の第一条でございますが、本案は、この法律は滞納処分と強制執行、仮差押の執行または競売とか競合する場合における手続調整のため、国税徴収法、民事訴訟法、競売法等の規定の特例を定めたものであることを明らかにいたしております。従つて、この法律に規定のない事項につきましては、当然これらの法律が適用されることとなるわけであり、次の第二条は、この法律に使つてお

第三部 法務委員会會議録第七号

昭和三十三年三月十二日【参議院】

ります二つの言葉につきまして定義をあげておるのでございますが、まず第一項は、滞納処分による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。となつております。国税徴収法は、国税の滞納がありまして場合に、それを取税官吏が強制的に取り立てる手続を定めておるのでございますが、この国税徴収法の滞納処分の規定を、他の多数の租税公課等に関する法律におきまして準用いたしておるものであります。もつとも、第何条を準用するといふ形ではなく、国税徴収法による滞納処分の例によるという形で、租税、公課の徴収についてこの規定を引いておりますが、それらのものをすべて含めましてこの法律において滞納処分という言葉を使つておるわけでございます。

次に第二項におきまして、「取税官吏等」の定義があげてございますが、これもそれぞれ法律によりまして、取税官吏という言葉に当らない徴税吏員その他の名称で、滞納処分を執行する権限を有する者すべてを含める意味で、この言葉の定義をあげておるわけでございます。

第三項におきまして、有体動産、不動産の定義をあげてございますが、有体動産につきましては、民事訴訟法ではこの言葉を使つておるのでございませけれども、国税徴収法におきましては動産という言葉でありまして、記名社債あるいは記名株式等は、動産という言葉の中に含まれませんで、これを有価証券としてあげてございます。民事訴訟法と国税徴収法とで違いますので、これを一定することが必要と思ひますので、民事訴訟法にいう有体動産

を指すのであるということにいたしたのでございます。従ひまして、ただいま申し上げました記名株式、記名公社債等民事訴訟法において有体動産として扱つておりますものを含めることになつたのであります。また不動産という言葉も、民事訴訟法におきましては、不動産に関する所有権ばかりでなく、地上権、永小作権等も不動産という言葉で表わしておりますが、国税徴収法の方はそうなっておりませんので、これも民事訴訟法の用語に従うということを明らかにいたしましたのでございます。前回は申し上げましたけれども、強制執行なり滞納処分の対象になります財産は、動産、不動産、船舶のほかには、いろいろな財産があるわけでございますが、債権その他の財産権のようなものは、この調整措置の対象といたしておりません。それは、債権等につきましては、調整の必要度が高いといふことから、特に必要度の高いものをこの際取り上げて調整をはかるという趣旨で、債権等は含まれておりません。また、第三項に有体動産と申しておりますが、これは民事訴訟法にいう有体動産に対する強制執行の手続によつて差し押えられる財産をいうわけでありまして、動産でありまして、民事訴訟法の有体動産に対する執行手続によらない動産は、おのずから除外されるというわけでありまして、従ひまして、自動車抵当法におきましては、自動車抵当法にございまして、自動車、あるいは航空機抵当法、建設機械抵当法等によつて抵当権の対象になります航空機や建設機械等も、調整措置の対象からは除外されるわけでありまして、私債

権に基く強制執行、あるいは抵当権の履行と滞納処分とが競合して行われる必要度もあり、またそれに対する要望もあるかと思ひますが、御承知のように、自動車につきましては、国税徴収法の規定が非常に簡単でございます。従ひまして、自動車に差し押えるときには、登録官庁、すなわち陸運事務所でありませぬか、そこに差し押えの登録の嘱託をするという規定が一カ条あるだけでございます。本来動産でありますから、取税官吏が自動車の占有を取得することをもつて差し押えの効力を生ずるか、あるいは不動産と同様に、債務者に差し押えがあつた場合に、通知することによつてその効力を生ずるのか、ということも規定上明らかになつておりませぬ。たまたま大蔵省の方で、国税徴収法の全面改正ということの作業を始めております関係がございまして、自動車等につきましては、国税徴収法及び最高裁判所規則に定めております執行手続に関する規定、これらの整備を待つて、強制の対象として取り上げることが適当であるかと考へまして、自動車等はこの法案では対象にしていないわけでございます。

次に第二章は、滞納処分が先に行われまして、その同じ財産を強制執行によつて差し押えらるる場合の規定でございます。第一節で有体動産、第二節で不動産及び船舶についての規定を設けております。

第三条であります。本条は滞納処分によつて差し押えられておる有体動産に對しても、強制執行による差し押えが許されることを明らかにいたしまして、その場合の差し押えの方法として、執行吏が「差し押える旨の書面を取税官吏等に交付することによつてする。」となつております。一般に、動産の差し押えは、執行機関が物を占有することによつて行われるのであります。この場合は、滞納処分によりまして、まず取税官吏等が占有を取得して、まず取税官吏等が占有を取得して、滞納がなくなつたという理由によりまして、差し押えを解除いたします。この場合、直ちにそれを滞納者に返還いたしますと、債権者の差し押えの方が目的を達しないことになりませぬので、滞納処分による差し押えを解除すべきときは、取税官吏がその有体動産を執行吏に引き渡すということにいたしております。ただ民事訴訟法による差し押えは、債務者債権者及び債務者以外第三者が占有しております有体動産を、民事訴訟法によつて差し押えられた場合には、その占有しておる第三者が提出をせざるが、国税徴収法による差し押えの方は、第三者が占有をこぼさばならないにかかわらず、滞納処分による差し押えが行われておりますので、滞納処分が解除になりまして、執行吏に引き渡す場合には、民事訴訟法の一一般原則に基くわけでありませぬ。従ひまして、民事訴訟法、競売法による換價等の手続は、滞納処分の手続が進行しておる間はやらないわけでありませぬが、滞納処分による差し押えが、何らかの理由で解除になりますと、民事訴訟法、競売法による手続の方を進行する、かようにいたしております。四条のただし書きで「強制執行の決定があつたときは、この限りでない。」とありますが、これは、あとに出て参ります第九条の規定による裁判所の決定を指すわけでありまして、これにつきましては、後ほど御説明申

し上げます。

次に第五条は、先に行われませぬ滞納処分による差し押えが解除された場合に、滞納処分が先に行われませぬが、取税官吏等が差し押えております場合に、租税が納められた、滞納がなくなつたという理由によりまして、差し押えを解除いたします。この場合、直ちにそれを滞納者に返還いたしますと、債権者の差し押えの方が目的を達しないことになりませぬので、滞納処分による差し押えを解除すべきときは、取税官吏がその有体動産を執行吏に引き渡すということにいたしております。ただ民事訴訟法による差し押えは、債務者債権者及び債務者以外第三者が占有しております有体動産を、民事訴訟法によつて差し押えられた場合には、その占有しておる第三者が提出をせざるが、国税徴収法による差し押えの方は、第三者が占有をこぼさばならないにかかわらず、滞納処分による差し押えが行われておりますので、滞納処分が解除になりまして、執行吏に引き渡す場合には、民事訴訟法の一一般原則に基くわけでありませぬ。従ひまして、民事訴訟法、競売法による換價等の手続は、滞納処分の手続が進行しておる間はやらないわけでありませぬが、滞納処分による差し押えが、何らかの理由で解除になりますと、民事訴訟法、競売法による手続の方を進行する、かようにいたしております。四条のただし書きで「強制執行の決定があつたときは、この限りでない。」とありますが、これは、あとに出て参ります第九条の規定による裁判所の決定を指すわけでありまして、これにつきましては、後ほど御説明申

処分費及び滞納期間の租税等の弁済に当てるわけでありませんが、それでもなお残りがありました場合には、国税徴収法によりますと、残ったものを滞納者に交付することになっております。

この場合は民事訴訟法または競売法による差し押えも行われておりますので、その売却代金の残りというものは、滞納者に交付せず、執行吏に交付することになっていたしました。この執行吏が受け取った金を、有体財産の強制執行によって換価した場合の売得金とみなすこととしたのであります。第二項におきまして「執行吏が交付を受けた金銭及びその交付を受けた日は、配当に

関しては、それぞれ有体財産の強制執行による売得金及び競売期日とみなす。」とございますが、第一項によって執行吏に交付されました金銭を、強制執行による売得金とみなして配当するということのほか、配当加入、つまり差し押え債権者以外の債権者が配当に参加いたしますためには、競売期日までに配当加入の申し出をしなければならぬことになっておりますが、この場合は、民事訴訟法による競売というものが行われません関係上、いつまでに配当加入の申し立てができるかという

ことを明らかにする必要があります。この日までに配当加入ができるというのとにいたしたてでございます。収税官更等が売却いたしました代金に残りがなかったときには、その旨を執行吏に通知いたしましたして、強制執行の手続の方もそれで終るといふことになるわけ

であります。次に第七条であります、これは第三

条におきまして滞納処分が先に行われている場合の差し押えの方法は、執行吏が「差し押える旨の書面を収税官更等に交付することによってする。」といたしましたのに対応するわけでありまして、かようにして行われまして後の強制執行による差し押えを解除する場合の解除の方法も、差し押えを解除する」という書面を収税官更等に交付することによってするということになっております。

次に第八條であります、これは滞納処分がまず行われた後に、強制執行による差し押えが行われた場合には、滞納処分の手続が何らかの理由で進行しない。その間債権者が待つていなければならないということから、いろいろの弊害や不公平も生じておるのでございます。提案理由の際に述べられたように、債務者が債権者からの債権の執行を、取り立てを回避するために、ことさら租税を滞納いたしました。収税官更等による差し押えをしまま放っておくという事例がしばしばございまして、そのために債権の取り立てがむずかしいという非難が非常に多かったのであります。しかも債権者の油断を見澄まして租税を納めて滞納処分を解除してもらい、直ちに財産をはかへ処分してしまうということによつて、ある財産に対する債権者の追及をのがれてしまふという例も少なくなつたのでございます。かような場合に滞納処分の手続の方を原則としては進行するわけでありませうけれども、例外的に滞納処分の手続をとめまして、強制執行なり競売法の手続の方を進行する道を開く必要があるのではないかというところから、第八條に強制執行

続行の決定の申請という規定を設けたわけでありませう。

この申請がありました場合には、第九條によりまして裁判所が相当と認めるときには強制執行の方を続行する」という決定をするわけでありませう。この決定がございませうと、先に行われております滞納処分の方はそのままの状態で停止いたしましたして、後に行われ

た強制執行の手続の方が進行しているわけでありませう。第九條で「相当と認めるときは」という言葉が使つてございませう。「相当と認めるとき」というのは一体どういふ意味であるかといふことが衆議院における審議の際にも御質疑があつたのであります。この強制執行の手続の方を進行いたしましたも、何らの実益のないような場合がございませう。たとえば強制執行によつて目的物を換価いたしましたも、租税その他の公課を原則として私債権よりも優先して徴収できることになつてお

りますので、手続の費用及び優先する租税、公課を支払いますと、債権者の受け取るものは何も残らないような見通しのような場合、かような場合に強制執行を続行いたしましたも、実益がございませう。相当と認められる場合といふのは、先ほど申し上げましたように、債権者の債権の取り立てを回避するために、ことさらに滞納処分を

まあ今の差し押えをそのままにしておくとどういふような場合は、まさにこれに当てると思つております。いろいろ具体的事情につきましまして、債権者、滞納者、双方の事情をいんしやくいたしまして、ことに強制執行の方を続行す

ることによつて債権者の受ける利益をたそれによつて債務者の受ける不利益等を比較考慮いたしましたして、裁判所の判断で強制執行の方を続行すべきである」といふ事情がある場合に、続行決定が許されるということになっておるのであります。どういふ場合ということ

は、個々に列挙することは非常に場合が多いだけに困難であると思つておるので、かような抽象的な表現になつておるわけでありませう。

次に第十條であります、これは続行の決定のあつた場合の効果でありまして、先ほど申し上げましたように続行決定がございませうと、滞納処分の手続をとめまして、強制執行の手続を進行することになりませうが、この法律は、後に行われた手続を原則として進行させない建前をとつておるので、この法律の適用については、滞納処分による場合においては、強制執行による差し押えの後にされたものとみなしまして、強制執行による手続の方を進行するということにいたしましたのであります。第三項におきまして、「強制執行続行の決定があつたときは、収税官更等は、滞納処分による差し押えに係る国税及びその滞納処分費並びに地方税その他の徴収金を徴収するには、執行吏にその交付を求めなければならぬ。」となつておりますが、これは滞納処分の手続におきまして滞納処分にかかる租税のみならずその他の租税や公課についても収税官更の方に交付要求が出ておるわけでありませうが、強制執行を続行する場合には、当然その交付要求が、強制執行手続において効力を保存するものとしたらませうと、配当に

場が出で参りますので、強制執行の手続において交付を求めようとする租税その他の公課は、あらためて執行吏の方にその交付の要求を出さなければならぬということにいたしましたのであります。

第十一條は仮差し押えが後に行われる場合の規定でございまして、大体において滞納処分のおと強制執行が行われる場合と同様でありませうので、その規定を準用してございませうけれども、ただ、仮差し押えの性質上、配当といふようなことがまだ行われぬ状況にありませうので、若干の差異を設けておるわけでありませう。

次に第二節は不動産または船舶に対する強制執行であります、第十二條におきまして競売開始の通知の規定を設けてございませう。不動産または船舶につきましては、不動産の場合のように執行機関が占有取得するという差し押えの方法でなく、競売手続開始決定という裁判所の裁判によつて差し押えが行われるのであります。滞納処分によつて不動産または船舶が差し押えられております場合には、競売手続開始の決定、すなわち言いかえまして、強制執行または競売法による差し押えが行われるものであることを明らかにいたしてございませう。第二項では、その開始決定が行われたこと、すなわち差し押えがあつたことを執行裁判所から収税官更等に通知することになつてございませう。

次に第十三條であります、これは動産についての第四條の規定と同様でありませう、後に行われました強制執行または競売法による競売の手続は、滞納処分による差し押えが解除された

三

後でなければ手続をすることができないこととしたしておりまして、原則としては滞納処分の方を進行するという建前をとっております。

十四条は、滞納処分による差し押えの解除の通知であります。これは収税官吏が不動産について滞納処分による差し押えを解除した場合に、自後裁判所の方で民事訴訟法または競売法による手続を進行しなければなりませんので、収税官吏等に通知をさせることにいたしております。

またその半面、後に行われた民事訴訟法または競売法による手続の方が完結いたしました場合に、取り下げその他の理由によりまして後の手続の方が終了いたしました場合には、そのことを収税官吏等に通知しなければならぬということにしたのが第十五条でございます。

十六条は競売申立登記の抹消であります。不動産または船舶について民事訴訟法または競売法による差し押え、すなわち競売手続開始の決定がありまして、執行裁判所の囑託によりまして、登記官吏は、競売の申し立てがあつたことを登記をするわけでありまして、滞納処分の方が進行いたしましたとしても、競売によつては権利が移転したという登記をすることまで参ります。もはや民事訴訟法または競売法による手続を進行する余地がなくなりますので、この登記を職権で抹消するというにしております。

第十七条は、滞納処分の方の手続が進行して売却代金を収税官吏等が得ました場合に、その代金の残り、すなわち滞納処分費や滞納にかかる租税公課あるいは交付要求にかかる租税公課等

に充てました残りがあつた場合の処置につきまして、不動産の場合と同様の規定を設けておるわけでありまして、第十八条は、仮差し押えの執行についての規定であります。趣旨は、不動産の場合の仮差し押えについての第十一條の規定と同様であります。この場合、第二項、第三項は少しおわかりにくいかと思いますが、滞納処分の方の手続が進行いたしましたして、売却代金の残りがあつたという場合に、因税徴収法によれば、その滞納者に交付することになるわけでありまして、第二

の差し押えがおりますために、これを滞納者に交付せず、不動産に対する強制執行の管轄裁判所に交付していただくわけでありまして、これが仮差し押えでなく、本差し押えであります。直ちにこの代金を一般債権者の配当に充て得るわけでありまして、仮差し押えでありまして、仮差し押え債権者の債権額に相当するものは供託をいたしまして、なお残りがあればこれを債権者に返すことになりまして、かような関係は、ちようど仮差し押えの執行がされてる不動産を、他の債権のための強制競売によりまして売却いたしました場合の売却代金の場合と同様になりますので、これと同様のものとみなすことにしたのであります。

次の第十九条であります。第十八条までは不動産に対する強制執行なり、滞納処分についての規定を設けましたが、登記される船舶というものは、不動産に準じて扱われることになつておりました手続上、ほとんど不動産の場合と差異がないのであります。不動産に関する規定を登記される船舶に準用いたしております。この登

記される船舶と申しますのは、二十トン以上または二百石以上の船だけが登記されることになっております。

次の第二十条であります。これも前条までの規定は民事訴訟法による競売、いわゆる強制競売の場合の規定として書いてございまして、競売法による競売、すなわち抵当権執行のための競売につきましては、そのつど同じところに規定を設けずにおきまして、第二十条で一括して強制競売の場合の規定を準用するという形にいたしております。

次の第三章は、強制執行が先に行われまして、後に滞納処分が行われる場合の規定であります。その第一節は、有体動産を滞納処分する場合であります。

第二十一条におきまして、強制執行による差し押えがされてる有体動産に對しても、滞納処分としての差し押えができるということ、及びその差し押えの方法なり通知なりにつきまして、第二章の場合と同様の規定を設けております。

また第二十二条は、強制執行が先に行われまして場合に、滞納処分の方の手続は原則として進行しないという趣旨を表明しておるわけでありまして、第二章の場合と照応する規定であります。ただし書きに「滞納処分続行承認の決定」という言葉がございまして、これは第二十六条におきまして、裁判所が滞納処分の方の続行を承認する決定をすることになつておりました。すなわち滞納処分の手続が後に始まったにもかかわらず、その方の手続を進行するといふ場合には、滞納処分を続行してよろしいという裁判を裁判所がす

るわけでありまして。その場合のほかは、後に行われた滞納処分の手続は進行しないということになるわけでありまして。

第二十三条は、先に行われました強制執行の差し押えを解除する場合の規定であります。これも第二章の逆の場合に照応する規定であります。

第二十四条は、滞納処分による差し押えの解除の場合に、解除の通知を執行吏にすることでありまして、これも第二章と同様の規定であります。

第二十五条、これは強制執行を中止または停止された場合に、後に出された滞納処分の方を進行してもらいたいということを受税官吏から裁判所に請求することができることにいたしましたのであります。租税その他の公課は、原則として一般私債権よりも優先して取れることになつておりますので、強制執行の手続で換金——金に換えられましても、租税その他の効果は優先的に支払われるわけでありまして、それらの手続を進行したからといって、特に租税公課の徴収に不利であるということもないのであります。またまた債権者と債務者が通謀いたしましたして、租税の徴収をのがれるために強制執行による差し押えをしておくとしようやな場合があるといふこと、いつまでも弁済の猶予をすることによつて、強制執行による差し押えがされたまま手続が進行せずにおるといふことも考へ得るのであります。さうな場合に、収税官吏の方から滞納処分続行の承認を求めることができるといたしましたわけでありまして。

第二十六条は、その場合の裁判の規

定であります。この場合にも、裁判所が今あげましたような滞納処分の方を続行させる方がよいと認めるに足る事情がありますれば、滞納処分の方の続行を承認するといふ決定をするわけでありまして。

その決定がありましたときは、滞納処分の方、後に行われたにかかわらず、手続を進行いたしましたして、強制執行の手続の方はとまってしまうということになるわけでありまして。そのことが第二十七条に規定してございまして。

第二十八条は、初めに仮差し押えの執行がございまして、それに対して後に滞納処分による差し押えをする場合の規定であります。これにつきましまして、第二章の手続と大体同様でございますので、これを準用することになつております。

次に第二節は、不動産または船舶に對する滞納処分であります。第二十九条におきまして、初めに民事訴訟法による競売手続開始の決定があつた不動産に對しても、滞納処分による差し押えをすることができるといふことを明らかにしております。

第三十条で、この場合でも、初めの手続が解除にならない限りあつたの手続は進行しない。ただ続行承認の決定があつたときだけ、後に出された滞納処分の手続を進行するといふ趣旨であります。動産の場合と同様の規定であります。

第三十一条は、初めに行われました民事訴訟法による競売手続の方が、申し立ての取り下げ等によりまして、競売に至らずして完結いたしましたときに、それを収税官吏に通知する規定であります。

三十二条は、滞納処分に関する差し押えの登記の抹消の規定でありまして、これは十六条に相当する同趣旨の規定であります。

三十三条は、これは動産に対する滞納処分執行承認の決定等の規定を、不動産の場合にも準用しておるのであります。

第三十四条は、仮差し押え不動産に對しまして、後に滞納処分による差し押えが行われる場合の規定であります、これも動産の場合と同様の規定を設けております。

第三十五条は、船舶についての規定であります。これも不動産とほぼ同様の手続になりますので、それを準用いたしております。

次に三十六条であります。これは競売法による競売、すなわち抵当権実行のための競売につきまして、民事訴訟法の規定による競売の場合の規定を準用しているわけでありまして、

第四章に雑則といたしまして、第三十七条として、政令及び最高裁判所規則への委任の規定がございますが、相当詳細な規定が設けてございますけれども、取税機関と裁判所の執行機関という二つの系統の違った役所の間の手続でございますので、いろいろごまかい点につきまして、法律執行のための規定が必要かと存じまして、滞納処分に関する事項は政令、強制執行の競売に関する事項の方は最高裁判所規則の方で定めるといふ規定を設けています。

附則の第一項であります。これは前回申し上げましたように、取税官吏及び執行吏その他の執行機関に對しまして、この法律の趣旨を十分周知徹底

させますために相当期間が要りますので、施行期日を本年の十月一日からと規定いたしております。

なお、附則の二項、三項は、従来の不動産につきましては、不動産または登記された船舶に對しまして、仮差し押えの執行が重複して行われている場合がございますので、これらの場合を本法による手続にのせていくというための経過規定でございます。

以上をもつて逐条説明を終わります。○委員長(山本米治君) これより質疑に入ります。次回に主税局、国税庁、自治庁、最高裁判所等に質問したいと思ひますが、今日は主として法務省関係の質疑をお願いします。

○小林英三君 第一条の趣旨であります。国税徴収法による滞納処分と民事訴訟法による強制執行、仮差し押え、競売法の競売等の手続の調整をはかるために規定の特例を定めるということでありまして、この法律ができるまでは、かなりいろいろのいきさつがあつたと思ひますけれども、今回はじめてこういうような規定の特例を設けられるというのですが、今までにどうしてこういう法律を長い間出さなかつたのか、その理由を伺ひます。

○政府委員(村上朝一君) 御承知のよう、滞納処分の行われなした動産不動産に對しては、重複して民事訴訟法による差し押えは許されないと、また逆に民事訴訟法による差し押えが行われております財産に對しては、滞納処分の手続を重複して行うことができないという解釈が、多年一般の通説となつていたのであります。それで先ほど例に申し上げましたような、一方におきまして債権の取り立

てを回避するために滞納処分を悪用する。逆に税金の追及をまぬがれるために債権者とぐるになつて強制執行をしていくというようなことを防ぐことができないわけでありまして、多年在野法曹その他からもかような調整の規定が必要であるといふことは言われて参つたのであります。大蔵省が主としてこの徴税の方の主管庁であります。大蔵省と当時司法省との間で相当折衝があつたようでありまして、詳細な経過は存じませんが、大へん要望があつたにもかかわらず、かような調整についての両省間の意見の一致を見なかつたというように承知をいたしております。最近におきまして、完全の大蔵省と法務省との間に意見の一致を見まして、かような調整措置を具体化する法案を立案することになつたわけでありまして。

○宮城タマヨ君 これは法務省へ聞くのが適當か何かわかりませんが、取税官吏ですが、それから徴税吏員なんといふのは、どういう資格のある者でございますか。そしてどこで養成しているのございませうか。

○政府委員(村上朝一君) その点につきましては衆議院の法務委員会でも御質疑がありまして、国税庁及び自治庁の財務部の方からいろいろ答弁をいたしたのであります。それを聞いておられますと、資格と申しては別段定めていないようでありまして、研修等の機会をできるだけ活用いたしまして、徴税吏員取税官吏に對する訓練には万全を期しているといふふうに聞いております。詳細な内容につきましては、それぞれ所管の政府委員から御説明申し上げる方が適當かと存じます。

○宮城タマヨ君 そうしましょう。○委員長(山本米治君) 他に御質問はありませんか。

それでは本日は本案に對する質疑はこの程度にとどめまして、次回には大蔵省、自治庁、最高裁判所等の出席を求めて質疑を続行いたします。本日は、これにて散会いたします。午前十一時五十三分散会

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中国通商代表部員の入国滞在に關する請願(第一〇八二号)

第一〇八二号 昭和三十三年二月二十六日受理

中国通商代表部員の入国滞在に關する請願

請願者 岩手県議會議長 内村 一三

紹介議員 鹿島守之助君
今や中国はげばしい国際商戦の場となつていふことを思うとき、正常な日中貿易の発展とわが国産業貿易振興のため、すみやかに日中兩國間に通商代表部を設置することは重要かつ緊急の問題であるが、わが国における指紋問題に關連し、その実現が延期されたことはまことに遺憾であるから、中国通商代表部員のがわが国入国並びに滞在については出入国管理令、外国人登録法の運用を改善し、公務員に準じた扱いとして早急に通商代表部の相互設置を実現せられたいとの請願。
三月八日日本委員会に左の案件を付託された。
一、滞納処分と強制執行等との手続

の調整に關する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

昭和三十三年三月十五日印刷

昭和三十三年三月十六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局